

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和7年 第1回海老名市議会定例会 概要資料



それぞれのステージで
～新しい年のスタート～



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和 7 年第 1 回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期 3 1 日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2 月 2 5 日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前 9 時 3 0 分
3 月 3 日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前 9 時
3 月 7 日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3 月 1 0 日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3 月 1 1 日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3 月 1 3 日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3 月 1 4 日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
3 月 1 7 日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3 月 1 8 日	火	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3 月 2 1 日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3 月 2 4 日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3 月 2 5 日	火	委員会	予算決算常任委員会	同
3 月 2 7 日	木	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前 9 時 3 0 分

【案件一覧】

■ 日程 40 件			
条例 14 件			頁
1	議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
2	議案第4号	海老名市本庁舎駐車場条例の制定について	5
3	議案第5号	海老名市犯罪被害者等支援条例の制定について	6
4	議案第6号	海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について	8
5	議案第7号	海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	9
6	議案第8号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	10
7	議案第9号	海老名市職員の定数条例の一部改正について	11
8	議案第10号	海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	12
9	議案第11号	海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	13
10	議案第12号	海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	14
11	議案第13号	海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について	15
12	議案第14号	海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	16
13	議案第15号	海老名市消防本部等設置条例の一部改正について	17
14	議案第16号	海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について	18
規約 1 件			頁
15	議案第17号	高座清掃施設組合理約の変更について	19
契約 3 件			頁
16	議案第18号	工事請負契約の締結について （（仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備））	20
17	議案第19号	工事請負契約の締結について（海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事）	21
18	議案第20号	製造請負契約の締結について（高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託）	22

人事 14 件			頁
19	議案第21号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (井上 勝氏)	23
20	議案第22号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (牛村 律子氏)	23
21	議案第23号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (大島 好美氏)	23
22	議案第24号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (大貫 信夫氏)	23
23	議案第25号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (鴨志田ひろし氏)	23
24	議案第26号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (小島 卓巳氏)	23
25	議案第27号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (澤地 正典氏)	23
26	議案第28号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (重田 政一氏)	23
27	議案第29号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (高橋 修氏)	23
28	議案第30号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (田口 修氏)	23
29	議案第31号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (西海 正義氏)	23
30	議案第32号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (西山 勝敏氏)	23
31	議案第33号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (三廻部 茂氏)	23
32	議案第34号	海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて (宮墓 功氏)	23
補正予算 2 件			頁
33	議案第35号	令和6年度海老名市一般会計補正予算(第9号)	24
34	議案第36号	令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	28
予算 6 件			頁
35	議案第37号	令和7年度海老名市一般会計予算	別冊
36	議案第38号	令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
37	議案第39号	令和7年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
38	議案第40号	令和7年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
39	議案第41号	令和7年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算	
40	議案第42号	令和7年度海老名市公共下水道事業会計予算	

【条例 14 件】

1 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について

【制定理由】

刑法等の一部を改正する法律等の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代わって「拘禁刑」が創設される。これに伴い、当市の関係例規について所要の改正を行うため

【制定内容】

1 関係条例と改正箇所

下記関係条例の「懲役」「禁錮」を「**拘禁刑**」に改める。

	条例名称	改正箇所	
1	海老名市表彰条例	第11条第3号	禁錮
2	海老名市情報公開条例	第32条	懲役
3	海老名市行政不服審査会条例	第15条	懲役
4	海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例	附則第7項～第9項	懲役
5	海老名市個人情報保護審査会条例	第13条	懲役
6	海老名市一般職の職員の給与に関する条例	第16条の2第3号・第4号 第16条の3第1項第1号・ 第3項第1号	禁錮
7	海老名市一般職の職員の分限に関する条例	第7条第1項	禁錮
8	海老名市環境保全条例	第41条	懲役
9	海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	第6条第1号	禁錮
10	海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	第4条第1号	禁錮
11	海老名市議会の個人情報の保護に関する条例	第53条～第55条	懲役

【附 則】

施行期日：令和7年6月1日（改正法の施行期日と同日）

経過措置：この条例の施行前にした行為の処罰等については、なお従前の例による。

2 議案第4号 海老名市本庁舎駐車場条例の制定について

【制定理由】

市役所本庁舎や消防庁舎（以下、「本庁舎等」という。）利用者以外の者から駐車場使用料を徴収することで、本庁舎等を利用する方が本庁舎駐車場を適正に利用できる環境を整備するため

【制定内容】

条	項 目	内 容
第1条	趣旨	設置及び管理に関し、必要な事項を定める。
第2条	名称及び位置	海老名市本庁舎駐車場 海老名市勝瀬175番地の1
第3条	駐車できる者	①本庁舎等利用者 ②上記以外の者
第4条	使用料	①駐車場の使用料は、1時間以内 0円 1時間を超えた後の1時間までごとに 300円 ②本庁舎等利用者からは利用時間分は徴収しない ③市長が必要と認める場合は、徴収しないことができる
第5条	使用料の不還付	既納の使用料は、原則還付しない。
第6条	入場の拒否	危険物積載車、設備損傷のおそれのある場合等管理上支障がある車の入場の拒否
第7条	禁止行為	①他の車両の駐車への妨げ ②施設、設備等の汚損、破損 ③火気の使用、騒音の発生 ④車両の放置
第8条	使用の制限	管理上必要な場合の使用の制限
第9条	駐車場の休止	必要な場合の駐車場の休止
第10条	損害賠償の義務	使用者の責めに帰すべき場合の損害賠償の義務
第11条	市の免責	市以外の者の責めに帰すべき場合の損害についての市の免責
第12条	委任	条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【施行期日】

令和7年10月1日

【その他】

主な予定等

- ・ 6月 駐車場整備工事（入札）
- ・ 10月 条例施行、供用開始

3 議案第5号 海老名市犯罪被害者等支援条例の制定について

【制定理由】

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、条例を制定するため

【制定内容】

条	項 目	内 容
第1条	目的	被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。
第2条	定義	用語の意義を定める。
第3条	基本理念	犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定める。
第4条	市の責務	支援の施策を策定し、実施するものとする。
第5条	市民等の責務	犯罪被害者等を地域で孤立させないように努める。
第6条	事業者の責務	犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める。
第7条	相談及び情報の提供等	市は支援を総合的に行うための窓口を設置する。
第8条	支援の実施	市は犯罪被害者支援の施策を行う。
第9条	市内に住所を有しない被害者等への支援	住所を有する地方公共団体と連携協力して、支援を行う。
第10条	人材の育成	人材を育成するための研修その他必要な施策を講ずる。
第11条	団体への支援	市は情報の提供その他必要な支援を行う。
第12条	市民等への啓発	市は啓発活動その他必要な措置を講ずる。
第13条	支援を行わない場合	社会通念上適切でないと認められる場合は支援を行わない。
第14条	意見の反映	関係機関等から意見を聴き施策に反映させるよう努める。
第15条	委任	条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【施行期日】 令和 7 年 4 月 1 日

【そ の 他】

○犯罪被害者等支援については、県が令和 6 年に「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を改定し、被害者支援の平準化という方針のもと県と市の役割が規定され、「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」により、モデル条例案など一定の方向性が示された。

(参 考)

条例第 8 条に基づき実施する支援事業等

支 援	内 容【先進事例をもとに想定したもの】	
	<市の支援>	<県の支援>
生活等支援【日常生活支援】 主として市町村の役割		
配食支援	1人1回1,000円を上限30回まで	—
家事等支援	1時間上限4,000円を60時間まで	—
一時保育支援	1人1回3,000円を上限10回まで	—
一時預かり支援	1人1回7,200円を上限10回まで	—
住居支援 県・市町村協調して実施		
転居支援	2回まで（20万円上限）	20万円
公営住宅	一時入居の斡旋	原則3か月以内
緊急避難	一時避難 （県制度利用者に延泊2泊）	一時避難 （原則3泊）
見舞金【経済的支援】 県・市町村協調して実施		
遺族見舞金	30万円	70万円
重傷病見舞金	10万円（入院3日以上） 5万円（入院要件なし）	40万円
性犯罪見舞金	10万円（不同意性交等） 5万円（不同意わいせつ等）	—
法律相談など 主として県の役割		
法律相談	2回まで	2回まで
カウンセリング	10回まで	10回まで

4 議案第6号 海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

【改正理由】

国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）等の改正を踏まえ、地方公務員法第24条第4項の規定に基づく国との権衡を図る観点から、旅費法に準じた改正を行うため

【改正内容】

条文整理を含め、全部改正とする。主な改正点は以下のとおり

費目	旅費種目の名称	定額／実費	旅費種目の内容	主な改正点
交通費	鉄道賃	実費	交通費（鉄道）	特急料金の支給について 現行の距離制限規定を削除、鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。
	その他の交通費	実費	交通費（鉄道、船舶、航空機以外）	実費支給方式に変更
宿泊費等	宿泊費	実費	旅行中の宿泊に要する費用	定額支給方式から実費支給方式（現行定額13,000円⇒上限16,000円）に変更
	包括宿泊費	実費	バック旅行に要する費用	新設
	宿泊手当	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用	夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として、 2,400円（現行2,100円） 宿泊を伴う旅行に支給
転居費等	転居費	実費	赴任に伴う転居に要する費用	定額支給方式から実費支給方式に変更
	着後滞在費	実費＋定額	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用	5夜分等を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて支給
	家族移転費	実費＋定額	赴任に伴う家族の移転に要する費用	支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給
その他の種目	渡航雑費	実費	外国旅行に要する雑費	従来定額支給されていた「支度料」を統合し、最小限の準備経費について支給
	死亡手当	定額	職員、その配偶者又は子の外国における死亡に伴う諸雑費	職員の子が、外国で死亡した場合を支給対象とする。

【附 則】

施行期日：令和7年4月1日

経過措置：この条例の施行日前に行った旅行等については、なお従前の例による。

その他：全部改正に伴い、関連条例の引用条文等について、併せて改正を行う。

5 議案第7号 海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

【改正理由】

令和6年度人事院勧告により国家公務員給与制度の改正が行われたことから、これに沿う形で市給与関連例規について改正を行うとともに、市独自の改正も合わせて行うため

【改正内容】

(1) 配偶者扶養手当の廃止と子に係る扶養手当の増額

(条例第7条第2項及び第3項)

配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を段階的に増額する。なお、配偶者及び子の扶養手当については、国の基準額よりも1,000円多い月額としており、その水準を維持する。

扶養親族	現行	R7年度 (第1条関係)	R8年度 (第2条関係)
配偶者	7,500円	<u>4,000円</u>	<u>廃止</u>
子(1人当たり)	11,000円	<u>12,500円</u>	<u>14,000円</u>
国基準額(配偶者)	6,500円	3,000円	廃止
国基準額(子)	10,000円	11,500円	13,000円

(2) (第1条関係) 市内居住者への住居手当の増額(条例第8条の3第1項)

月額30,000円 ⇒ 月額38,000円【市独自】

※ 市外居住者は、据え置き(月額28,000円)

(3) (第1条関係) 再任用職員への住居手当の支給(条例第17条の3)

近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきていることから、再任用職員についても住居手当を支給する。

(※第3条関係：関連して、海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の引用部分を削除する。)

(4) (第1条関係) 給料表の改定について(別表第1)

令和7年4月1日施行の人事院勧告を踏まえ、4～8級における初号の俸給月額を引き上げる。

(5) その他、軽微な文言修正等

【施行期日】

第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日

第2条の規定は令和8年4月1日

6 議案第8号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

投票立会人及び期日前投票立会人について、投票開始時刻から投票所閉鎖時刻までの立会いを依頼し、日額で報酬を支給しているところだが、不測の事態により途中交代が必要となった場合等に対応するため、半日額の報酬を設定するため

また、令和7年3月31日をもって海老名市企業立地促進条例が失効することに伴い、企業立地審査会が消滅するため、当該審査会委員の報酬に係る規定を削るため

【改正内容】

別表第2（第2条関係）

(1) 投票立会人及び期日前投票立会人に係る改正

種別	区分	現行	改正案
投票立会人	日額	15,100円	15,100円を上限として規則で定める額
期日前投票立会人	日額	13,300円	13,300円を上限として規則で定める額

(2) 海老名市企業立地促進条例の失効に伴う改正

別表第2の企業立地審査会委員の報酬額の規定を削除する。

(3) その他、軽微な文言修正

【施行期日】

令和7年4月1日

【その他】

(参考) 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

種別	全日額	半日額※
投票立会人	15,100円	7,600円
期日前投票立会人	13,300円	6,700円

※ 100円未満は切上げ

7 議案第9号 海老名市職員の定数条例の一部改正について

【改正理由】

令和5年3月に策定した「えびなみらい定員管理計画」（計画期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日）の見直しに伴い、「海老名市職員の定数条例」の一部改正を行いたいため

【改正内容】

職員の定数を次のとおりとする。 895人 ⇒ **962人**（67人増）

（増員理由）計画の策定時に想定されていなかった以下の事由による

- （1）高座清掃施設組合の組合員を構成3市及び高座清掃施設組合との協定書に基づき市職員として採用（39人）
- （2）コミュニティセンター及び文化センターの直営化（22人）
- （3）万全な消防・救急出動態勢の確保（6人）

別表（第2条関係）

区 分	定 数		
	新	旧	増減
1 市長の事務部局の職員	669	612	+ 57
2 議会の事務部局の職員	8	8	0
3 選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4	0
4 監査委員の事務部局の職員	4	4	0
5 農業委員会の事務部局の職員	5	5	0
6 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員	67	63	+ 4
7 消防長の事務部局の職員	205	199	+ 6
合 計	962	895	+ 67

※市長部局の職員を学校用務員へ任用替えしたため、職員定数を変更

【附 則】

- 1 施行期日：令和7年4月1日
- 2 海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正
消防職の定数増に伴い、同条例第3条中「消防司令」を「消防司令長」に改める。

8 議案第10号 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

総務省事務連絡（令和7年1月9日付）の趣旨を踏まえ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため

【改正内容】

次の事項に関する規定を追加する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2

（第1項）介護を必要とする状況に至った職員に対する相談体制の整備

任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

（第2項）40歳になった職員に対し、各種両立支援制度を周知

任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（第3項）不利益取扱いの禁止

任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3

任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

【施行期日】

令和7年4月1日

9 議案第 1 1 号 海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部改正について

【改正理由】

消防庁からの通知により、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊の活動の特殊性から類似の活動に従事している職員への手当と同等の支給が求められており、当該業務に従事する消防職員への手当として、新たに特殊勤務手当を支給するため

【改正内容】

第 1 1 条に規定する災害対策業務手当のうち、消防職員が行う以下の業務に対し、新たに手当を支給する。

	業務	手当額
1	消防職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務	日額840円
2	緊急消防援助隊を構成する人員として、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における消防の応援等の業務 ※ただし、火災警戒区域等において当該業務に従事した場合は加算する。	日額1,080円 ※加算額 日額1,080円 (※加算した場合 合計 2,160円)

(参 考)

(現行) 災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う作業等
日額：300円（消防職員を含む全職員）

※今後は消防職員以外の一般職員がこの日額を適用

【施行期日】

公布の日

【そ の 他】

手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担される。

10 議案第12号 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

市職員を派遣することができる公益的法人等に、「一般社団法人 海老名市医師会」を加えたいため

【改正内容】

職員を派遣することができる団体（第2条の改正）

	公 益 的 法 人 等 名
改 正 前	(1) 一般社団法人 海老名市農業支援センター (2) 一般社団法人 海老名市障がい者サポートセンター (3) 社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会



改 正 後	(1) 一般社団法人 海老名市農業支援センター (2) 一般社団法人 海老名市障がい者サポートセンター <u>(3) 一般社団法人 海老名市医師会</u> <u>(4)</u> 社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会
-------	--

【施行期日】

令和7年4月1日

【その他】

一般社団法人海老名市医師会への派遣職員が行うと想定される主な業務

- ・ 災害発災時の医療提供体制の整備
- ・ 健康寿命の延伸のための全年代に向けた健康づくりの取り組み
- ・ 市民が安心して暮らし続けられる「医療」「介護」「予防」「住まい」「日常生活の支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」推進の取り組み
- ・ 新型インフルエンザ及び新興感染症の対応

※その他、医師会が行う業務全般について、理解を深め、更なる連携を図る。

11 議案第13号 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

【改正理由】

かしわ台駅自転車等置場は土地を相模鉄道㈱（以下「地権者」という）から無償で借りて運営していたが、地権者より土地返還の申出があったことから、当該用地を返還し、当該自転車等置場の運営を終了するため

【改正内容】

別表第1「自転車等駐車場一覧」及び別表第2「自転車等駐車場使用料一覧」中「かしわ台駅自転車等置場」に関する事項を削除する。

名 称	位 置	変更内容
海老名駅東口第2有料自転車駐車場	中央三丁目 1491 番地 1 先	
海老名駅東口第3有料自転車駐車場	中央一丁目 1148 番地	
海老名駅西口第1有料自転車駐車場	扇町 1076 番地 1	
海老名駅西口第2有料自転車駐車場	扇町 115 番	
海老名駅西口第3有料自転車・原動機付自転車駐車場	上郷 762 番地	
海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐車場	めぐみ町 1154 番地	
かしわ台駅自転車等置場	柏ヶ谷三丁目 658 番地 5	削除
社家駅自転車等置場	社家五丁目 180 番地	
門沢橋駅東側自転車等置場	門沢橋一丁目 1029 番 3	
門沢橋駅西側自転車等置場	門沢橋二丁目 1014 番 3	

【施行期日】

令和7年7月1日



12 議案第14号 海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

【改正理由】

非常勤消防団員の者が退職する場合、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従い条例を制定しており、この条例に基づき退職報償金を支給している。この消防団員退職報償金の区分に新たに「35年以上」の区分が追加され、階級ごとの支払い額が示されたことから条例も同様に改正を行うため

【改正内容】

別表（第2条関係）

（旧）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000



（新）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

【附 則】

施行期日：令和7年4月1日

経過措置：改正後の規定は、令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

13 議案第15号 海老名市消防本部等設置条例の一部改正について

【改正理由】

海老名市消防署南分署の移転により、位置が変更となるため

【改正内容】

第2条第2項 表中の位置

名 称	位 置
海老名市消防署南分署	旧 海老名市上河内175番地の1
	新 海老名市社家五丁目9番1号

【施行期日】

令和7年4月1日

＜参考イメージ＞



14 議案第16号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

【改正理由】

近年の急激な食材費高騰に対応するため、海老名市学校給食費に関する条例で定める学校給食費について、所要の改正を行うため

なお、保護者負担軽減のため、令和7年度においても物価高騰に係る学校給食費の特例を規定し、保護者負担額は現在の金額を維持する。

【改正内容】

小学校給食費を現在の年額 53,200 円から 56,900 円、中学校給食費を現在の年額 63,000 円から 68,400 円へと変更を行う。また、令和7年度は「物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例」とし、小学校給食費は現在の保護者負担額と同額の年額 49,500 円、中学校給食費は同じく年額 59,400 円とする。

なお、改正後の給食費との差額（小学校 7,400 円 中学校 9,000 円）については公費負担とする。

(参考比較表)

	改正前			改正後		
	年額	特例適用後の年額	差額 (公費負担額)	年額	特例適用後の年額	差額 (公費負担額)
小学校	53,200円	49,500円	3,700円	56,900円	49,500円	7,400円
中学校	63,000円	59,400円	3,600円	68,400円	59,400円	9,000円

【施行期日】

令和7年4月1日

【規約 1 件】

15 議案第17号 高座清掃施設組合規約の変更について

【趣 旨】

高座清掃施設組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

【内 容】

高座清掃施設組合において（仮称）地域交流温浴センターの整備について、実施に向けた本格的な事務事業として取り組むことから、令和7年度予算執行に合わせ、高座清掃施設組合規約第3条に、「（5）温浴施設の設置及び管理運営に関すること。」を加える。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) し尿、塵芥処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (2) 本郷老人福祉センターの設置及び管理運営に関すること。
- (3) 塵芥処理施設の余熱を利用した屋内温水プールの設置及び管理運営に関すること。
- (4) し尿、塵芥処理施設の周辺地域の環境保全に資する都市公園の設置及び管理運営に関すること。

(5) 温浴施設の設置及び管理運営に関すること。（※追加）

〈参 考〉

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（今後の予定等）

議決後速やかに高座清掃施設組合から神奈川県へ規約変更の許可について申請
令和7年4月 神奈川県知事の許可後、変更規約施行

【契約 3 件】

16 議案第18号 工事請負契約の締結について（（仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備））

【趣 旨】

（仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備）について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | （仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 235,972,000円（税込み） |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県相模原市中央区富士見六丁目15番10号
合同電気工事株式会社
代表取締役 大岩 茂 |

【契約期間】

本契約締結日から令和8年5月29日まで

【主要工事】

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路

＜参考イメージ＞



17 議案第19号 工事請負契約の締結について（海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事）

【趣 旨】

海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 218,911,000円（税込み） |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県小田原市新屋82番地の1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏 |

【契約期間】

本契約締結日から令和8年1月16日まで

【主要工事】

外壁改修工事、防水改修工事、塗装改修工事、建具改修工事、その他工事

（海老名市立有馬中学校校舎）



18 議案第20号 製造請負契約の締結について（高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託）

【趣 旨】

高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザルにより業者選定） |
| 3 契約金額 | 2,299,990,000円（税込み） |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
NECネットエスアイ株式会社 神奈川支店
支店長 柴田 英美子 |

【契約期間】

本契約締結日から令和8年9月30日まで

【業務概要】

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の機器調達、据付、調整等

<参考イメージ>



【人事 14件】

19～32 議案第21号～議案第34号
海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

【提案理由】

現委員が令和7年3月31日に任期満了を迎えるため

【内 容】

農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、下表に記載の14名の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議案第21号から議案第34号までにより提案し、議会の同意を求めるもの

【任 期】

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

【任命したい者】

(五十音順・敬称略)

議案	氏 名	住 所	推薦団体等	生年	認定 農業者	区分
第21号	井上 勝	上今泉	上今泉生産組合	昭和32年		再任
第22号	牛村 律子	中野	一般公募	昭和39年	○	再任
第23号	大島 好美	中新田	中新田生産組合	昭和29年		新任
第24号	大貫 信夫	柏ヶ谷	柏ヶ谷生産組合	昭和21年		新任
第25号	鴨志田 ひろし	本 郷	本郷西生産組合	昭和33年	◎	新任
第26号	小島 卓巳	上郷	神奈川県相模川左岸 土地改良区	昭和35年	◎	新任
第27号	澤地 正典	中河内	海老名市園芸協会	昭和31年	◎	再任
第28号	重田 政一	中河内	中河内生産組合	昭和30年	◎	新任
第29号	高橋 修	国分寺台	杉久保生産組合	昭和46年		新任
第30号	田口 修	河原口	河原口生産組合	昭和35年		新任
第31号	西海 正義	中野	中野生産組合	昭和43年		新任
第32号	西山 勝敏	今里	今里生産組合	昭和35年		新任
第33号	三廻部 茂	大谷北	大谷生産組合	昭和30年		再任
第34号	宮 基 功	上河内	上河内生産組合	昭和23年		再任

※「認定農業者」の欄の「◎」は認定農業者、「○」は認定農業者に準ずる者

【補正予算 2件】

33 議案第35号 令和6年度海老名市一般会計補正予算
(第9号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5億8,464万9千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 603億2,745万9千円 とするもの

■主な内容

- ☆ 子どものための教育・保育施設への施設型給付費について、公定価格の改定や利用児童数の増加等に対応するため、給付費を増額します。
- ☆ 学習環境の改善及び災害時の避難所機能の向上のため、国の補助金を活用し、老朽化した海西中学校の屋内運動場を改修し、併せて空調設備を新設します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:59,742,810千円・補正額:584,649千円・補正後:60,327,459千円

(1) 歳入

・法人事業税交付金	100,000千円
・地方消費税交付金	90,000千円
・障がい者自立支援給付費（国庫支出金・県支出金）	46,200千円
・障がい児施設措置費（国庫支出金・県支出金）	18,643千円
・教育・保育給付費（国庫支出金・県支出金）	510,934千円
・障がい者総合支援事業費（国庫支出金）	4,400千円
・中学校施設改修事業費（国庫支出金）	33,629千円
・教育・保育給付費（地方単独補助事業分）（県支出金）	7,943千円
・ふるさと振興事業指定寄附	△ 360,000千円
・情報システム基金繰入金	4,400千円
・市債	128,500千円

合計	584,649千円
----	-----------

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち 655,326 千円

・ 介護給付・訓練等給付費及び障がい児給付費の充実 86,500 千円

令和6年度報酬改定で新設された加算の算定により、事業所からの遡り請求が増加したことに伴う増額

扶助費（介護給付・訓練等給付費） 86,500 千円

・ 子育て支援施設型給付事業の充実 568,826 千円

4月から遡って公定価格を10.7%増額するもの。一部の既存施設において、当初予算の想定を上回る加算の認定及び利用児童数の増加が発生したことに伴い増額するもの

扶助費（保育所入所措置費） 568,826 千円

② 豊かな学びを育むまち 210,750 千円

・ 海西中学校屋内運動場大規模改修工事の実施 210,750 千円

国の令和6年度補正予算により学校施設環境改善交付金の前倒しがあったため、海西中学校の屋内運動場の空調等を含めた大規模改修工事を実施する。

委託料（監理） 5,450 千円

工事請負費（補修工事（資産・補助）） 205,300 千円

③ その他 △ 281,427 千円

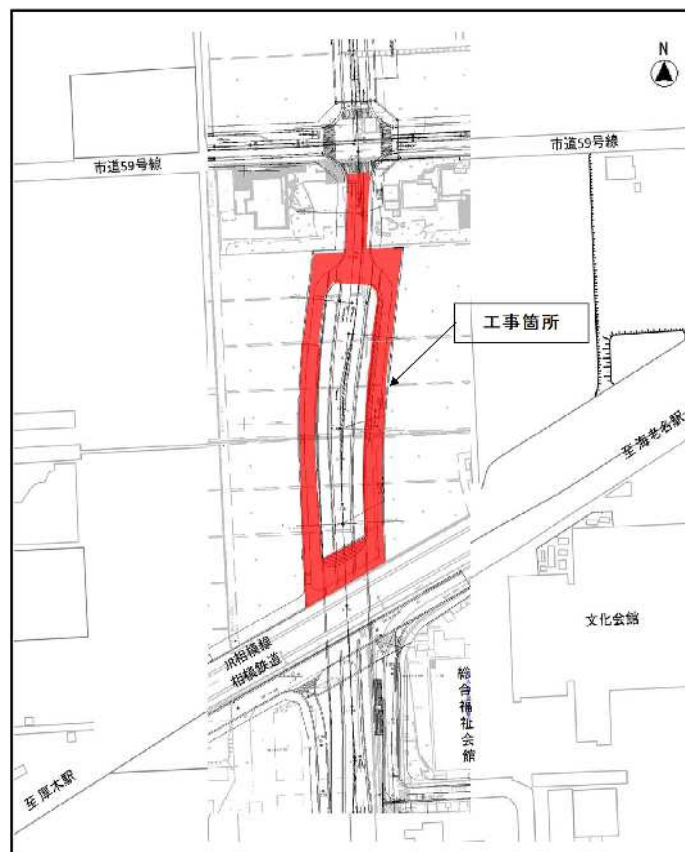
- ・ 燃料高騰等に伴い不足する指定管理料の増額 35,502 千円
- ・ 過年度国庫支出金返還金 221,397 千円
- ・ 財政調整基金積立金【年度末残高：2,965,906 千円】 154,244 千円
- ・ 応援まごころ基金積立金【年度末残高：824,007 千円】 △ 360,000 千円
- ・ その他 △ 332,570 千円

合計 584,649 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

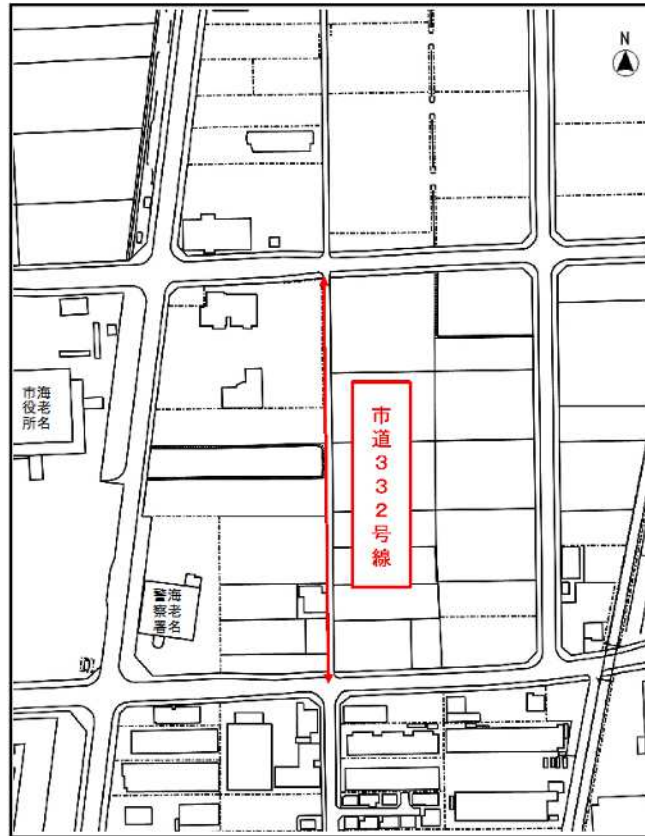
- ①障がい福祉システム改修業務委託 12,238 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ②本郷地区農作業道整備工事 65,300 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため
- ③オフィスビル等入居奨励補助金 3,000 千円
(理由) 事業者の入居日が確定したことにより、補助事業が年度内に完了しないため
- ④企業立地促進事業奨励金 10,000 千円
(理由) 事業認定を行った企業の年度内操業が困難であり、年度内完了が見込めないため
- ⑤(仮称)上郷河原口線道路新設工事(北側側道部) 86,140 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑥市道３３２号線拡幅整備事業に係る用地取得及び補償等（その２）

34,078 千円

（理由）他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑦木造住宅耐震化促進関係補助金

2,790 千円

（理由）耐震改修方法の検討等に不測の時間を要し、補助事業が年度内に完了しないため

⑧市道４０３号線交差点改良に係る補償調査委託

6,000 千円

（理由）他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑨海西中学校屋内運動場大規模改修工事

210,750 千円

（理由）国の補正予算に伴う国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施したいため

3 地方債の補正

(1) 変更

①道路橋りょう整備事業債 限度額： 1,029,200 千円 → 980,700 千円

(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

②中学校施設整備事業債 限度額： 651,300 千円 → 828,300 千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

34 議案第36号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第4号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **6,405万3千円を追加し、**
予算総額を歳入歳出それぞれ **121億9,213万円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,128,077 千円・補正額 64,053 千円・補正後 12,192,130 千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金 64,053 千円

合計 64,053 千円

(2) 歳出

・一般被保険者高額療養費 64,053 千円

合計 64,053 千円